

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社銭高組
法人番号: 5120001049004
住 所: 大阪市西区西本町2-2-4
2. 指名停止措置期間: 令和4年6月30日から令和4年8月29日まで(2ヵ月)
 令和4年6月30日から令和4年7月29日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 近畿地方測量部管内
 近畿地方測量部管内を除く全国

4. 事実概要:

防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)内における建設工事を巡り、株式会社銭高組の元名古屋支店長が、5月31日に公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社銭高組の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号イ及びロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~7 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヶ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)